

DNP ファイン解雇・偽装請負争議の東京高裁の不当判決に対する声明

2016年1月26日

日本マスコミ文化情報労組会議

議長 新崎 盛吾

2015年11月11日、東京高等裁判所において、DNP ファイン解雇・偽装請負争議に対する極めて不当な判決が出された。

原告の橋場恒幸さんは、大日本印刷(株)の100%出資の子会社である(株)DNP ファインエレクトロニクス(大日本印刷久喜工場)において請負契約で働いていたが、2009年、会社の業績不振を理由に解雇された。橋場さんは、(株)DNP ファインエレクトロニクスの社員の指揮下で働いていた。

さいたま地方裁判所での5年有余27回に及び審問で、その事実が証明された。地裁は、橋場さんに対して、地位確認や損害賠償は認めなかったが、(株)DNP ファインエレクトロニクスが「労働者供給事業にあたる」と判断し、職業安定法44条違反、労働基準法6条違反を認めた。(2015年3月25日判決)

東京高裁は、地裁で被告がねつ造した証拠、時系列の合わない釈明を吟味せず鵜呑みにしたばかりか、職業安定法施行規則4条1項の理解を著しく欠く不当な判決を出した。職安法施行規則4条1項では、労働者を提供し、これを他人の指揮命令を受けて労働に従事させる者は、作業の完成に関する事業主としての責任、労働者への指揮監督、法律上の義務負担を充たした場合のみ請負契約と認めている。したがって、たとえその契約が請負契約であっても、実態として他人の指揮命令を受けて労働に従事させている場合は、労働者供給事業にあたるとしていることは、松下PDP事件の最高裁の判例でも明らかである。

(株)DNP ファインエレクトロニクスにおいては、工程の人員体制を示す作業予定表を出していた。これは業務指示書そのものであって、橋場さんに対して、(株)DNP ファインエレクトロニクスから具体的な指揮命令を行っていたという事実そのものである。東京高裁が、こうした偽装請負の事実を目をつぶり、事実関係を調べないまま、労働者供給事業に当たらないとしたことは著しく公平性に欠ける判決である。私たちは日本の非正規労働者の現実に向き合わない我が国の司法を糾弾する。

最高裁判所においては、労働者の権利を守る憲法27条、28条の理念に立って、判例に違反する東京高裁の判決を破棄し、公正な判断を下すことを強く求める。

今後も大衆的抗議行動を成功させ、DNP ファイン解雇・偽装請負争議を勝利解決させること、併せて労働法制改悪反対の闘いにも更なる決意で奮闘していくことをここに表明する。

(日本マスコミ文化情報労組会議：新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労)

この件に関する問い合わせは事務局・山下(070-5010-7156)までお願いします。